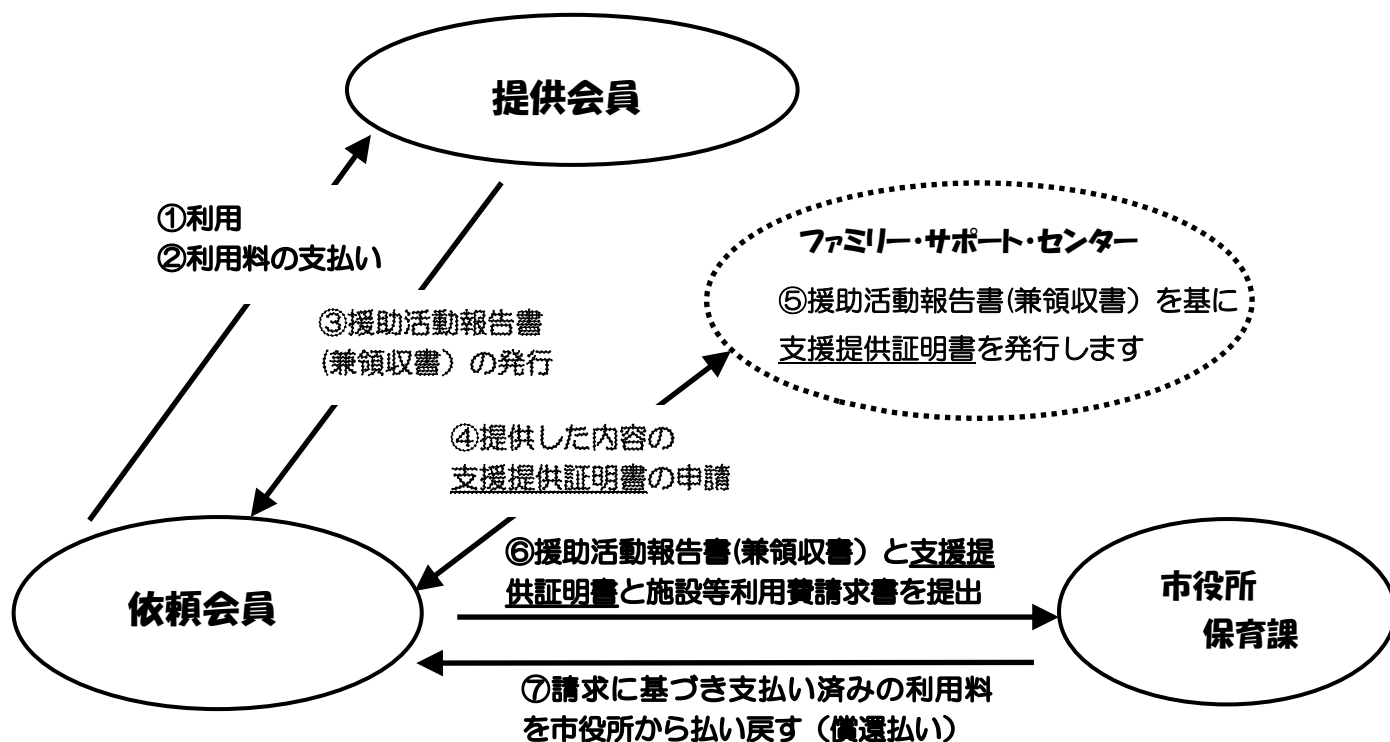


幼児教育・保育の無償化・第2子以降の低年齢児保育の無償化
ファミリー・サポート・センター事業利用の基本的な手続き(イメージ)



- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
認定を受けるための条件や申請等については、保育課入園係へお問い合わせください。
- 無償化の内容
預かり保育または、預かり保育と併せた送迎が対象です。送迎のみの利用は対象にはなりません。
- ※無償化の対象は利用料です。交通費などの実費は対象にはなりません。
- 請求・支払い時期などは、手続きの詳細は、保育課入園係へお問い合わせください。

問い合わせ先 安城市役所 保育課入園係
TEL 0566-71-2228 (直通)